

女川原子力発電所1号機 第3回定期事業者検査の概要

1. 定期事業者検査の目的
廃止措置期間中に性能を維持すべき、使用済燃料プールや非常用ディーゼル発電機等の発電用原子炉施設（性能維持施設）について、外観検査や機能・性能検査等を行い、健全性を確認するもの。
2. 定期事業者検査の期間
2024年1月12日からの約4カ月間
3. 定期事業者検査を実施する主な設備
 - (1) 原子炉本体
(原子炉容器の外側のしゃへい壁等)
 - (2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設
(使用済燃料プール、燃料交換機等)
 - (3) 放射性廃棄物の廃棄施設
(床ドレン処理系等)
 - (4) 放射線管理施設
(排気筒の放射線モニタ等)
 - (5) 原子炉格納施設
(原子炉建屋等)
 - (6) その他原子炉の附属施設
(非常用ディーゼル発電機等)
 - (7) 建物及び構築物
(放射性廃棄物処理建屋等)
 - (8) 原子炉補助設備
(原子炉補機冷却水ポンプ、非常用補機冷却海水ポンプ等)
 - (9) 発電所補助設備
(換気空調設備、消火栓等)
 - (10) 附帯設備
(非常用照明設備)

以上